

# (仮称)「青森市自殺対策行動計画」の策定について

【資料1】

## 1 計画の位置づけ

本計画は、「青森市総合計画前期基本計画（2019年2月策定）」第4章やさしい街、及び本市健康増進計画（2014年2月策定）」に掲げる「こころの健康づくり」における自殺対策の取組を具体化して総合的に推進していくための事業計画として策定します。また、本計画は自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画とします。

＊第13条第2項「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。」

## 2 基本施策の考え方

青森市の自殺対策計画は、青森市総合計画前期基本計画に掲げる自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めるため、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、自殺対策を総合的に推進していく行動計画として策定します。

## 3 計画期間

2020年度～2023年度（4年間）

| 年度 | 2019                                | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024                       | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
|----|-------------------------------------|------|------|------|------|----------------------------|------|------|------|------|
| 市  | 青森市総合計画前期基本計画<br>2019～2023          |      |      |      |      | 青森市総合計画後期基本計画<br>2024～2028 |      |      |      |      |
|    | 健康づくり推進<br>計画 ～2020                 |      |      |      |      |                            |      |      |      |      |
|    | 青森市自殺対策行動計画<br>2020～2023            |      |      |      |      |                            |      |      |      |      |
| 国  | 自殺総合対策大綱（2007年7月閣議決定 2012年2017年見直し） |      |      |      |      |                            |      |      |      |      |
| 県  | いのち支える青森県自殺対策計画<br>2018～2023        |      |      |      |      |                            |      |      |      |      |

## 4 計画策定体制

・青森市健康福祉審議会 地域保健専門部会による審議

⇒当該分科会委員6人のほか、臨時委員3人を追加。

＊計画策定後は、健康福祉審議会地域保健専門分科会において取組の進捗と成果の審議・評価を行い目標達成に向けて計画の推進を図る。

## 5 策定スケジュール（予定） 2019（平成31）年度

|       |     |                                  |
|-------|-----|----------------------------------|
| 2019年 | 4月  | 健康福祉審議会地域保健専門分科会臨時委員選任           |
|       | 6月  | 第1回健康福祉審議会地域保健専門分科会開催予定（内容：基本方向） |
|       | 8月  | 第2回 〃（内容：素案の検討）                  |
|       | 10月 | 第3回 〃（内容：素案の決定）                  |
|       | 11月 | 第4回 〃（内容：計画案の検討）                 |
|       | 12月 | 計画完成                             |
| 2020年 | 1月  | ホームページ公開、印刷                      |